

# 総務 産業建設

議案第39号  
松前町職員倫理条例

**要旨**

職員の法令遵守及び倫理の保持に関して、必要な措置を講じ、町民の信頼を確保するため、新たに制定するもの。

**問** 第8条第1項に「常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意するものとし」とあるが、透明性の確保とは具体的にどのような形で行うのか。

**答** 条例では透明性の確保に留意する、という規定をしている。それを受け、公共工事等発注担当者、公共工事等発注担当者の訓令、守るべきルールの作成している。その中で透明性の確保を担保として、例えば皆さんと公表する、覆い隠さないオープンな方法を規定することにしている。

## 町民の信頼回復に向けて 職員倫理条例制定！

**問** 具体的な項目を現在作成中とのことだが、改めて議会に説明があるのか。

影岡委員

**答** 現在、財政課が作成している。条例ではないため、委員会で審議していただく場がないことから、出来上がった際には説明する場を設け、提示したいと思う。

**問** 第3条の倫理原則、第4条の禁止行為、第6条の利害関係者以外の者等との間における禁止行為、これらが守られていれば、倫理条例の性質上、第8条は不要だと考える。

入札などの規則、ルールを作ればいいだけで、それを同時に出していただきたい。条例はこうで、その中でも工事発注者に関してはこのような規程を作りましたと、同時に

さなければ審議はできないと思うが考えは。町としては条例という大きな幹を作り、それに基づく細かなルールを枝葉として作成したいと考えていた。特にこの条例は内容が訓示を目的としたものであり、包括的な広い範囲を対象とし、運用については倫理原則に基づいてやっていくと考えている。

あえて8条を入れたのは、我々の置かれた立場をもう一度考え、特に公共工事発注担当者の責務については、条例に紐づけて、表に出し、位置づける必要があると考え、規定したものである。

**要旨**  
地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新型

**答** 工事発注担当者の規程については、遅くとも7月中には仕上げたいと考えている。

**意見**

条例制定後は、職員の服務規律の順守及び倫理の確立を図るため、研修計画を立案し、全職員を対象に継続的に教育を実施すること。また、研修後は所感を提出してもらい記録を保存して、教育研修を通して職員一人ひとりのコンプライアンスに関する意識醸成と浸透を定期的に再確認するなど、適切にフォローしてほしい。

田中議員

(賛成多数で可決)

議案第40号  
松前町税条例の一部を改正する条例

**要旨**

地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新型

コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、所要の改正を行うもの。  
(全会一致で可決)

## 文教厚生

議案第41号  
松前町手数料条例の一部を改正する条例

**要旨**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うもの。

**問** 通知カードが廃止された場合、個人番号を確保する手段はあるのか。

**答** 通知カードは住所氏名等が変更なければ、今後もマイナンバーを証する書類として使用可能。変更の場合は

マイナンバー入りの住民票又は住民票記載事項証明書を取得後、マイナンバーの確認が可能となる。

**問** 通知カードの廃止はなぜ決まったのか。

田中委員

**答** 記載事項の変更手続きが住民及び職員の負担となっていたこと、また、社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードからマイナンバーカードへの移行を早期に促すためである。

**問** マイナンバーカードのセキュリティ対策や利便性についての考えと、今後どのように普及啓発していくのか。

田中委員

**答** マイナンバーカードは、法令に基づき厳格に管理されているため、セキュリティ対策は万全と考えている。オンライン申請やコンビニ交付サービスも利用できる。普及活動については、今後検証していきたいかなければならない。